

プールの安全管理指針

～ 排（環）水口による吸い込み事故防止のために ～

平成27年6月
埼玉県

* この指針の内容についてのお問い合わせは、施設
を管轄する地域の保健所をお願いいたします。

プールの安全管理指針

～ 排（環）水口による吸い込み事故防止のために ～

【趣旨】

この指針は、一般の遊泳用プールやスイミングスクールなどにおける管理を想定して、「埼玉県プールの安全安心要綱」（昭和49年制定）の規定項目の内、特にプールの排（環）水口※による吸い込み事故防止を目的に策定したものです。

プール開設者は、次の管理事項に基づき排（環）水口による吸い込み事故を未然に防止するよう細心の注意を払い、施設の維持管理に努めてください。

※ 排（環）水口が、多数あり、かつ1つの排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は本指針の対象外とします。

【管理事項】

1 プール開設（季節始業）前に整備しておくべき事項

(1) プールの管理体制の整備等

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑に維持管理するため管理体制を明確にするとともに、従業者それぞれの役割分担等を定めた管理マニュアルを整備しておくこと。

(2) 緊急時（事故発生時）の対応及び連絡体制の整備

設備の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備すること。（連絡体制例…別紙1(1)、(2)）

(3) 管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割確認及び選任

ア 管理責任者等の役割を確認すること。

(ア) 管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与するすべての従事者に対するマネージメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営に当たる。

(イ) 衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する。水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識などを有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たる。

(ウ) 監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。(主な業務…別紙2)

なお、監視員の確保等に当たっては次の事項に留意すること。

- a プール全体がくまなく監視できるよう、施設の規模に見合う十分な数の監視員を確保すること。
- b プール利用者が容易に認識できるよう監視員であることを明示する腕章又は帽子等を着用すること。
- c 特に十分な監視が必要とされる箇所や監視設備(監視台)から見えにくい箇所については、巡回による監視を重点的に行うこと。

(エ) 救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護に当たる。

なお、救護員の確保に当たっては、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となるよう留意すること。

イ 管理責任者等については、次の者を選任するようにすること。

(ア) 管理責任者、衛生管理者…プールの安全及び衛生に関する講習会を受講した者
(講習会を行っている団体…別紙3)

(イ) 監視員…監視員としての業務を遂行できる者

(ウ) 救護員…公的な機関等が実施する救急救護訓練を受けた者

(訓練を行っている団体…別紙3)

(4) 監視員等従業者の研修、訓練

監視員等従業者の研修、訓練について、次のとおり行うこと。

なお、開設期間中に新たに雇用した従業者に対しては、就業前に同様の研修、訓練を行うこと。

ア 研修

(ア) 管理責任者は、従業者に対し(イ)に掲げる研修を施設開設前に行うこと。通年開設プールにあっては、施設開設前及び開設後毎年行うこと。

(イ) 研修内容は次の項目を含むようにすること。dについては必要に応じて随時実施すること。

- a プールの構造設備及び維持管理
- b プール施設内での事故防止対策
- c 事故発生等緊急時の措置と救護
- d 日常の業務等において従業者が経験した「ヒヤリとしたこと」・「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究

イ 訓練

（ア）緊急事態発生を想定した実地訓練を施設開設前に行うこと。通年開設プールにあっては、施設開設前及び開設後毎年行うこと。

（イ）訓練内容には、必ず排（環）水口における吸い込み事故を想定したものを含むこと。

この場合、排（環）水口の異常等を察知した監視員等から他の従業者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測などを行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるようにしておくこと。

(5) 施設設備等の点検

ア プールの開設に当たっては、事前に点検表を用い施設設備の点検・整備を行うこと。特に排（環）水口の点検については、2の(1)と同様に行うこと。（点検表例…別紙5）
なお、吐水口についても必要に応じ目皿等防護金具の設置について留意すること。

イ 開設前点検表は3年以上保管すること。

(6) 排（環）水口の位置の表示

すべての排（環）水口に、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう次の措置を講じること。

ア プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさを、排（環）水口の位置を示したプール全体の見取図を掲示すること。

イ プール利用者が容易に排（環）水口の位置を認識できるよう、排（環）水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所にその存在を明示すること。

ウ アの見取図にイの措置がどのように明示しているかを明記すること。

(7) 監視所等の設置

ア 監視所

監視所としての機能を十分発揮できる位置に設けること。監視設備（監視台）を兼ねる場合は、プール全体が容易に見渡せる位置に設けること。

イ 監視設備（監視台）

施設の規模、プール槽の形状等に応じプール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けること。

(8) 管理日誌の備付け等

ア 気温（室温）、水温、利用者数、水質検査結果（プール水の残留塩素濃度等）、施設設備の安全点検結果等を記載する管理日誌を備えること。（管理日誌例…別紙6）

イ 開設期間中、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管すること。

2 開設期間中における日常点検すべき事項

次の事項を点検し、その結果をプール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示すること。(掲示例…別紙7)

(1) 排(環)水口

次のとおり点検し、その記録を3年以上保管すること。

ア 点検方法

毎日の始業前、営業中の定時ごと及び終業後のほか、プール利用者からの通報があった時に、目視、触診及び打診により確認すること。

イ 点検事項

(ア) 鉄蓋、金網等がネジ・ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか

(イ) 鉄蓋、金網等及び固定ネジ・ボルト等に腐食、変形及び欠落等がないか

ウ 点検の結果、異常が発見された場合の措置

(ア) 直ちにポンプを停止すること。

(イ) 当該場所を修理し、当該修理が完了するまで当該プールを使用しないこと。

(2) 監視員及び救護員の配置

施設の規模等に応じ、監視員及び救護員を適切に配置していること。

(3) 救命救護器具等の配置

ア プールサイド等に救命具(浮輪等)を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくこと。

イ 監視所等に利用者の応急措置ができる設備(ベッド、担架、毛布等)及び救急薬品等を常備すること。なお、AED(自動体外式除細動器)についても配備するよう心がけること。

ウ 監視所に電話や緊急時の連絡先一覧表(2か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等)、従業者の役割分担表等を備えること。

附 則

この指針は、平成19年5月29日から施行する。

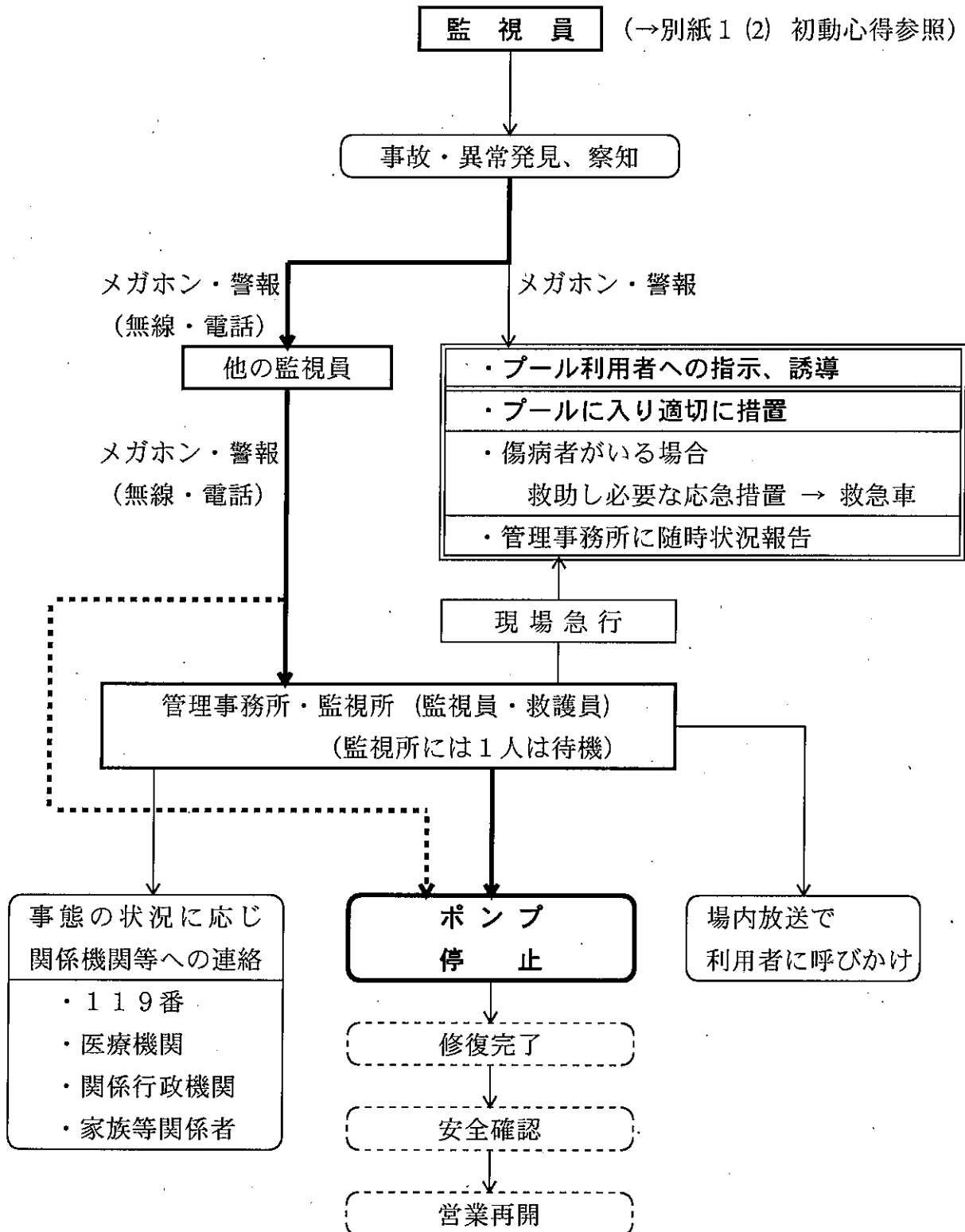
この指針は、平成27年6月1日から施行する。

別紙一覽

		頁
別紙 1 (1)	プール緊急対応及び連絡体制 (例) -----	5
別紙 1 (2)	プールの緊急時の初動心得 (例) -----	6
別紙 2	プール監視員の主な業務 -----	7
別紙 3	講習会、救急救護訓練を行っている団体 -----	8
別紙 4	日々の「ヒヤリ・ハット」事例を活用した安全管理 ---	10
別紙 5	プール施設設備の開設前点検表 (例) -----	14
別紙 6	プール管理日誌 (例) -----	16
別紙 7	点検結果掲示例 -----	17

プール緊急対応及び連絡体制 (例)

排 (環) 水口の異常・事故の通報・発見の場合は、
すべてに優先して直ちにポンプを停止させること!



プール緊急時の初動心得 (例)

**排(環)水口の異常
・吸い込み事故** 通報があった!
発見した!



監視員等 は、直ちに

- ① すべてに優先して、
他の監視員等に連絡し、連携して、
ポンプを停止すること
- ② 監視員等は、プールに入り
排(環)水口の近くに立って、
遊泳者を近づけないようにすること
- ③ プール内にいる全員に、
速やかにプールから上がるよう
誘導すること

プール監視員の主な業務

1 業務内容

- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項、プールごとの留意事項、持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為、危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

講習会、救急救護訓練を行っている団体 (平成27年5月現在で把握しているもの)

- 1 プールの安全及び衛生に関する講習会を行っている団体
 - 公益社団法人日本プールアメニティ協会 電話番号 03-6907-8977
 - 特定非営利活動法人日本災害救護推進協議会 電話番号 044-931-6570
- 2 救急救護訓練講習会(水難訓練含む)を行っている団体
 - 日本赤十字社埼玉県支部 電話番号 048-789-7117
 - 公益社団法人日本プールアメニティ協会 電話番号 03-6907-8977
 - 特定非営利活動法人日本救急蘇生普及協会 電話番号 052-981-6574
 - 特定非営利活動法人日本災害救護推進協議会 電話番号 044-931-6570
 - 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会 電話番号 03-3459-1445

3 救急救護訓練講習会を行っている団体

各消防本部・消防組合(救命講習会として実施。表は平成27年4月1日現在)

消防本部名	所在地	管轄市町村	電話番号
さいたま市消防局	さいたま市浦和区常盤 6-1-28	さいたま市	048-833-1231
川口市消防局	川口市芝下 2-1-1	川口市	048-261-3119
行田市消防本部	行田市長野 4389-1	行田市	048-550-2119
春日部市消防本部	春日部市谷原新田 2097-1	春日部市	048-738-3111
羽生市消防本部	羽生市藤井下組 990-1	羽生市	048-565-1919
上尾市消防本部	上尾市上尾村 537	上尾市	048-775-1311
草加市消防本部	草加市神明 2-2-2	草加市	048-924-2111
越谷市消防本部	越谷市大沢 2-10-15	越谷市	048-974-0102
蕨市消防本部	蕨市錦町 5-1-22	蕨市	048-441-0119
戸田市消防本部	戸田市新曽 1875-1	戸田市	048-420-2119

消防本部名	所在地	管轄市町村	電話番号
八潮市消防本部	八潮市鶴ヶ曾根 1185	八潮市	048-996-0119
三郷市消防本部	三郷市幸房 1155	三郷市	048-952-1211
蓮田市消防本部	蓮田市閨戸 178-1	蓮田市	048-768-0119
深谷市消防本部	深谷市上敷免 858	深谷市(寄居町は、消防事務を深谷市に委託)	048-571-0119
埼玉東部消防組合消防局	久喜市上早見 396	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町	0480-21-0119
埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼 1-2-27	朝霞市、志木市、和光市、新座市	048-460-0119
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	0494-21-0119
入間東部地区消防組合消防本部	ふじみ野市大井中央 1-1-19	富士見市、ふじみ野市、三芳町	049-261-6000
吉川松伏消防組合消防本部	吉川市会野谷 481	吉川市、松伏町	048-982-3931
児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田 904-3	本庄市、美里町、上里町、神川町	0495-24-0119
熊谷市消防本部	熊谷市原島 675-1	熊谷市	048-501-0119
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	坂戸市鎌倉町 16-16	坂戸市、鶴ヶ島市	049-281-3119
比企広域消防本部	東松山市上野本 1300-1	東松山市、滑川町、吉見町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村	0493-23-2266
川越地区消防局	川越市神明町 48-4	川越市、川島町	049-222-0700
埼玉県中央広域消防本部	鴻巣市箕田 1638-1	鴻巣市、桶川市、北本市	048-597-2002
西入間広域消防組合消防本部	毛呂山町岩井 2451	毛呂山町、越生町、鳩山町	049-295-0119
埼玉西部消防局	所沢市けやき台 1-13-11	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	04-2924-0119

日々の「ヒヤリ・ハット」事例を活用した安全管理

「ヒヤリ・ハット」運動とは、業務中一步間違えれば重大事故になったかもしれないプール利用者の行動、言い換えれば、ヒヤリとした、ハットとした、といった経験を「ヒヤリ・ハット」と呼び、その情報を共有することで重大事故を未然に防ごうという安全管理に関する活動です。

次の取組をできるものから取り組んでください。

【ミーティングでの伝達】

朝のミーティング等での経験者からの伝達もタイムリーであればあるほど、監視員の関心も大きく、疑似体験が可能となります。繰り返し行う活動が重大な事故を防ぐことにつながります。

【安全標語の掲示】

「ヒヤリ・ハット」を取り入れた安全標語の掲示は、監視員の意識の中に有効な効果を与えます。

【情報の整理と共有化】

「ヒヤリ・ハット」した経験をミーティング等で報告し、予防策や対策を検討することで有効な効果がえられます。

【予防対策のマニュアル化と訓練】

対策をマニュアル化し、それを活用した訓練をすることで更に大きな安全効果が得られます。

＜ハインリッヒの法則（1：29：300）＞

アメリカの技師ハインリッヒが発表した法則で、「1件の重大災害が発生する背景に、29件の軽微な事故と300件のヒヤリ・ハットがある。」という警鐘です。

※ いつ来るか分からない重大事故を未然に防ぐには、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え、実行していくことが重要です。

ヒヤリ・ハット事例等の記録

ヒヤリ・ハット事例	気がかりな事例	利用者からの苦情等の内容
事 例 日 時	年 月 日 (曜)	午前・午後 時頃
事例等経験者		
事 例 研 究 (研究日: 年 月 日)		

プールにおける「ヒヤリ・ハット」事例（参考）

【幼児】

- ・ 幼児が体格に合わない浮き輪を使用し、浮き輪からすり抜けてしまった。保護者から離れてしまっていたのでヒヤッとした。
- ・ 車型の浮き輪に乗った幼児を親が前方で引いていたとき、幼児が水中に逆さまになってしまった。親が一瞬気づいていないようだったのでヒヤッとした。
- ・ 造波プールで幼児が1人で水深の深い方に流されて来たのを見てヒヤッとした。
- ・ 幼児用の滑り台の着水地点で先に滑ってきた幼児と後に滑ってきた幼児が衝突したときヒヤッとした。
- ・ 幼児用の滑り台を下から上り始めた幼児を発見したとき、上からの他の幼児が滑り始めていたのでヒヤッとした。
- ・ 幼児用プールで親子で遊びに夢中になり、親が他の幼児とぶつかってしまったときにヒヤッとした。

【子供】

- ・ 起流排出口付近で遊んでいる子供を発見したときハッとした。
- ・ 子供が泳いでいる途中で足をつこうとしたが、足がつかず、焦っているのを発見したときにヒヤッとした。
- ・ 造波プールで波にさらわれて、波に呑まれかかっている子供を発見したときにヒヤッとした。
- ・ 子供が1人で水深の深い方に入っていくのを発見したときにハッとした。
- ・ お兄さんが小さい子供を背負って水深の深い方に入っていくのを発見したときにハッとした。
- ・ 混雑時にプールサイドから飛び込む子供を発見したときにハッとした。
- ・ 子供たちがふざけてボートの取り合いなどをして水中に突き落としているのを発見したときにハッとした。
- ・ シャワー付近などのすべりやすいところを走っている子供を発見したときハッとした。

【その他】

- ・ 親が子供をプールに投げ入れるのを発見したときヒヤッとした。
- ・ 造波プールの浅瀬で遊んでいた方が、波でプールサイドに転倒しそうになっているのを発見したときヒヤッとした。
- ・ 突風によりお客さんが持ち込んだビーチパラソルが飛ばされるのを発見してヒヤッとした。
- ・ 明らかに飲酒していると分かる者が、プールに入ろうとしたのを発見してハッとしました。
- ・ スズメバチの営巣を発見したときにヒヤッとした。
- ・ 入場者が多くいる中で急に雷警報が発令されたのを知ってヒヤッとした。
- ・ 造波時に造波出口危険区域仕切り用のコースロープに多くの利用者がつかまったために、コースロープが切れたときにヒヤッとした。(造波装置を緊急停止した。)
- ・ 造波時に、波の出口付近の立ち入り禁止区域に監視員の注意を無視し、男が侵入し、アルミ製のはしごを上ろうとしたときにヒヤッとした。

プール施設設備の開設前点検票 (例)

施設名			プール名		
点検者			点検日	年 月 日	～ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容				点検結果
施設全体	プール本体、附属設備等はよく清掃されているか				適・否
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か				適・否
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か				適・否
	適当数の水深表示があるか				適・否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか				適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか				適・否
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか				適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか				適・否
排(環)水口	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等はボルト・ネジ等で堅固に固定されているか				適・否
	鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等及び固定ボルト・ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか				適・否
消毒設備	薬剤の種類：		薬剤タンクの容量： ℓ		
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか				適・否
	薬剤の保管場所は適当か				適・否
	薬剤の保管状況は良好か				適・否
浄化設備	維持管理状況は良好か				適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か				適・否
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか				適・否
更衣室	男女別に区別されているか				適・否
	双方及び外部から見通せない構造か				適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか				適・否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか				適・否
便所	男女別に、十分な数があるか				適・否
	衛生的に管理されているか				適・否
	専用の手洗い設備があるか				適・否
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか				適・否
	換気設備は良好に管理されているか				適・否
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか				適・否
	故障又は破損のものはないか				適・否

点検項目	点 検 内 容	点検結果
く ず か ご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採 暖 室 等	採暖室又は採暖槽は、衛生的に管理されているか	適・否
掲 示 設 備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示してあるか	適・否
管 理 体 制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者等	管理責任者等は、それぞれその役割を確認しているか	適・否
	管理責任者、衛生管理者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
監 視 員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等に利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救 護 員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
施設設備点検	プール全体の施設設備の点検は行ったか	適・否
排（環）水口の表示等	排（環）水口の位置をプール全体の見取図に明示し、掲示してあるか	適・否
	排（環）水口は排（環）水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取図に排（環）水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監 視 所 等	監視所は、その機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台は、プール全体を容易に見渡せる位置に相当数の設けてあるか	適・否
管 理 日 誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
監視員・救護員	施設の規模等に応じ、監視員及び救護員を確保しているか	適・否
救命救護器具等の配置	救命具（浮輪等）は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	監視所等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否
		適・否
		適・否
		適・否

プール管理日誌 (例)

責任者	作成者												曜日	天候								
	年	月	日	7	8	9	10	11	12 PM	1	2	3			4	5	6	7	8	9	10	
使用時間 ←→ 点検時間 ≡																						
入場者人員																						
気温 (室温)																						
水温																						
遊離塩素 濃度測定値																						
安全点検 (記名)																						
堅固に固定																						
腐食欠落等																						
目視触診打診																						
監視員																						
救護員																						
救急救護用具																						
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																						
摘要 (施設設備の 状況、特記 事項等)																						

(点検結果揭示例)

当プールをご利用の皆さまへ

当プールは、次の事項について毎日点検を行い、
施設の安全を確認しています。

プール管理者 ○○○○

(連絡先：04△-○○○-○○○○)

プール安全点検結果

(月 日：点検者氏名)

点 検 項 目	点 検 結 果
鉄蓋、金網等がネジ・ボルト 等で堅固に固定されているか	(記入例) 堅固に固定されている
鉄蓋、金網等及び固定ネジ・ ボルト等に腐食、変形及び欠落 等がないか	(記入例) 腐食等はない
監視員・救護員が適切に配置 されているか	(記入例) 監視員 (○○) 人 救護員 (△) 人を配置
救命救護器具等は、適切に 配置され、必要な場合に直ちに 使用できるか	(記入例) 監視所・プールサイドに 配置し、直ちに使用できる